番号	区分	意見	回答
(1)	QR⊐	ード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い	
1	金融機関	・「7年間保管する」とされる「納入済通知書(領収日付を含む。)の情報」は、地方税統一QRコードから読み取った格納データのみで差し支えないか。 ・「納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を7年間保管する。この場合、保管の媒体は問わない」とされているが、具体的にどのような情報を保管する必要があるのか、詳細を明らかとしていただきたい。例えば、本スキームでは、MPN一括伝送フォーマット(収納日データを含む。)を作成し、地方税共同機構に送付することとなる理解だが、当該送付データを保管することで差し支えないのか等、必要となる情報について確認したい趣旨である。 ・「納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を7年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない」と記載があるが、例えばMPNのクリアリングより取得したデータを保管するという	【事務局】 納税義務者名を含む全ての情報を保管いただくことが望ましいですが、最低限、MPN一括伝送データに含まれる内容に係る情報を保管してください。なお、本検討会の検討対象ではありませんが、現在、「支払者」の氏名・連絡先を控えている金融機関もあると伺っており、トラブル防止の観点からは、今後も金融機関任意の取組として、納入済通知書記載事項(領収日付けを含む。)の情報の保管のほかにこうした情報を保管していただくことも有効であると考えます。
2	金融 機関	方法も想定してよいか。 「eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要」となる想定である。その場合、回付不要な納入済み通知書についてQRコードの読み取り漏れや二重読取り防止の観点から、銀行任意の位置に「処理済」等のゴム印表示や機械印字は可能か。	【事務局】 地方団体からの照会に対応可能な限りにおいて、差し支えないものと考えます。
3	金融 機関	・納入済通知書記載事項(領収日付を含む)の情報については、「保管のフォーマットや形式は問わない」とされている。この点、納入済通知書を数日程度保管する手段の1つであるイメージデータについても同様に形式等は任意との理解でよいか。この場合、上記の情報・イメージデータの保管にあたっては、自金融機関における電磁的記録の保存に係る内部規程等に則して適切に管理すればよいとの理解でよいか。 ・地方税統一QRコードの運用開始後も、現行の指定金融機関制度に基づく収納実務は残ると理解している。令和5年4月以降においては、①納入済通知書の回付を要するケースの場合は引き続き金融機関において原符の保管が必要となる一方で、②地方税統一QRコードでの納付の場合には原符の保管は不要となる一ことから、原符の保管について実務上の混乱が生じるおそれがある。上記①の納付方法の場合、原符の保管は地方団体による消込みや検査等において必要であるとのことであるが、その保管の必要性について改めてご検討いただきたい。 仮に原符の保管が必要である場合においても、上記②における納入済通知書の原本またはイメージデータの保管期間と平仄を合わせてできる限り保管期間を短縮する、地方団体ごとに異なる保管期間を統一するなど、金融機関の負担軽減の観点から可能な方策についてご検討いただきたい。	【事務局】 ・数日程度保管が必要なイメージデータについては、納入済通知書本体をスキャンしたものなど、納入済通知書本体の情報が全て保管されることを想定しています。保管の形式は、地方団体からの照会に対応可能な限りにおいて任意です。また、保管日数など、地方税共同機構で定める一括伝送方式事前取決事項において定める事項以外は、各金融機関における内部規定等に則して適切に管理いただくことで構いません。 ・指定金融機関制度等に基づく収納に係る証拠書類の取扱い等に関しては、今後も、各地方団体と金融機関の間での協議により決定していただくこととなりますが、その際には、本件における取扱いを参考にしていただくことも考えられます。

番号	区分	意見	回答
4		・「※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。」により、原符は金融機関において保管不要と整理されたが、地方団体が作成する地方税統一QRコードが付された納付書は、これまでどおり、原符が添付された3連式(①納入済通知書、原符、領収証書)のものが発行され(原符がない納付書は発行されない)、原符は金融機関の判断で、廃棄又は保管するとの理解でよいか。 ・地方税統一QRコードで収納した済通知書と原符を一緒に現物保管する予定であるが、原符は数日間程度の保管期間終了後は廃棄しても良いか。	【事務局】 納付書の様式については、各地方団体で判断されるものと考えています。 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納を金融機関窓口で行った場合、原符の取扱いに ついては、各金融機関において判断いただいて構いません。
5	金融機関	「・金融機関は、(中略)納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報(※1)を7年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。 ※1 (前略)最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。 ・電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後5営業日間(中略)は、納入済通知書(※3)本体又はイメージデータの保管が必要。 ※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。」	【事務局】 eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書については、特定金融機関の収納事務に係るものとなるため、地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象にはなりません。本件に関連して、第4回検討会への意見・回答の項番2も合わせてご参照ください。 〈参考〉第4回検討会への意見・回答_項番2 意見:「eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査(地方自治法施行令第168条の4第1項)の対象となるか。」 回答:「各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになる。」
		他方、本記述にかかわらず、指定金融機関取引先の地方公共団体から、指定金融機関等の検査(地方自治法施行令第168条の4第1項)または監査(地方自治法第235条の2第2項)のための証拠書類として、QR納付書の納入済通知書および原符本体の保管を求められて困っている。QR納付書は地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象ではないこと、およびQR納付書の納入済通知書および原符は書類本体の保管が必須とされるものでないことを確認したい。	なお、eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書の保管については、取りまとめP.4 「(1)QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)」及び「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」に記載されている通り、「収納受託 金融機関は、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。」とされています。

番号	区分	意見	回答
(2)	「支持	ム期限」経過後の取扱い	
6		「金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。」、「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」とある。本市では、市内の指定金融機関等との間に、金融機関窓口納付の際に延滞金も徴収するよう契約を締結していますので、金融機関窓口が納付書の期限を過ぎてQR納付を受ける場合には、状況に応じて延滞金の徴収も可能となるような仕組をお願いしたい。	【事務局】 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合は、すべての金融機関においてすべての地方団体の納付書が収納可能となることから、ご認識のとおりの取扱いとしております。御理解をいただけますと幸いです。 なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。
7	機関	「金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書を想定)には、地方団体は原則、地方税共同機構を通じて、金融機関に対し、速やかに問い合わせを行う」とあるが、一定期間の目安があればご教示いただきたい。また、「金融機関は一定期間保管している証拠書類をもとに納税義務者名等を回答する」とあるが、一定期間保管している証拠書類とは、納入済通知書の本体またはイメージデータを指すとの理解でよいか。	【事務局】 前段については、例えば、納付書発行後10数年経過しており、地方団体において伝送データからは課税案件の特定が困難であるような場合を想定しております。 後段については、取りまとめP6「(2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方)」において、「金融機関は、P4(「(1)QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)」)により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答する」こととしております。 〈補足〉 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合、金融機関において送信期限内に地方団体へ一括伝送データの送信を行います。通常、この伝送データの情報から地方団体において消し込み等の処理を行いますが、窓口に持ち込まれた納付書が発行後10数年経過しているような場合など、地方団体においてこの伝送データのみでは課税案件の特定が困難であるような事例が将来的に生じ得るものと考えております。そういった場合には、地方団体は金融機関に対し速やかに問合せを行い、金融機関においては、一括伝送データ送信後5営業日間保管している納入済通知書本体又はイメージデータ等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力いただくことを想定しています。
8	金融機関	支払期限経過後の納付書についても、金融機関窓口で受け付ける場合は、受付後、後方の事務センター処理の場面で判明すること等も考慮し、通常処理と同様に受け付けて問題ないとされているが、一方で、他チャネルの場合は、支払期限経過後の取扱いは不可とされている認識である。この点、他チャネルで受け付けられなかった場合、金融機関窓口では処理が可能であることから、当該者が金融機関窓口に納付のため来店することが想定されるが、そもそも「支払期限」経過後の納付書であり、本来的には受け付けるべきものではないところ、他チャネルで「受付不可」とする場合、例えば、地方団体に対して照会いただきたい等の案内もあわせて行っていただく必要があると考える。もしくは、その納付書を破棄して差支えないなら、そうした指示を明確に納税者に行うべきと考えるが、何かしら本件について検討している事実があれば、確認させていただきたい。	【事務局】 地方税共同機構とも連携し、各地方団体において適切に対応されるよう、地方団体に対する周知等を行って参ります。 〈補足〉 「支払期限」の経過が確認された場合には、従前どおり、納税者から地方団体に対して連絡のうえ、地方団体において税事務所での納付案内や納付書の再発行など、対応が必要なものと考えられます。 また、「支払期限」経過後であっても、地方税統一QRコードに格納された「支払期限」経過後の納付書が持ち込まれた場合は、金融機関窓口であれば本税の納付自体は可能です。

番号	区分	意見	回答
(3)	一括信	」 云送データの送信期限等 T	
9	地方	を行った際には収納確認が遅れるデメリットがあり、既に導入されているコンビニ収納が速報データ機	【事務局】 金融機関窓口での収納は一括伝送方式を用いて行うこととしており、金融機関によっては後方の 事務センター等でQRコードの読取りを行う場合があること等から、取りまとめP.7-8「(3)一括 伝送データの送信期限等(考え方)」でお示ししたとおりの送信期限としておりますが、金融機関に対し、納税者利便、地方団体の適正な収滞納管理の観点から、極力速やかに一括伝送データの送信を行うようお願いしています。 なお、地方税共同機構から各地方団体に対しては、納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルにより情報を連携するものであり、納付情報管理ファイルがいわゆる速報情報に相当するものと認識しています。
10	地方	■一括伝送データ作成時の納付日の情報について 収納日のデータは督促料、延滞金の徴収に対し、重要な意味をもってくるが、納付日の情報について は、納付者の不利益にならないように納付日のデータが付加されるのか。QRコード読取作業日が収納 日とならないことを確認したい。 また、QRコードが破損した納付書で納付が行われ、金融機関において納付日+2営業日後以後に納付 書を読み込んだ場合はどのようになるのか。	【事務局】 いずれの場合も、金融機関においては、「収納日」に「利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付けを個別に設定」するものと認識しています。 〈参考〉 ・第2回検討会資料3-2 (P.5)、資料3-3 (P.2) ・第11回検討会資料1 (P.7)
11	金融機関	取りまとめと、「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」(「一括伝送方式」の 収納方式追加・変更募集に係る資料。以下、「収納事務取扱要領」という。)における、一括伝送データの送信期限の考え方に係る記載の関係性について改めて確認したい。 当グループは、店舗が全国津々浦々に立地していることもあり、各店舗から本店等に納税済通知書を移送し、本店等において地方税統一QRコードの読取りを行うことを想定している。その場合、離島や中山間地域等にある店舗で受け付けた納税済通知書については、本店等に到達するまでに、受付日(納税者が支払いを行った日)から最大3日間程度時間を要する場合がある。また、内部システムの都合上、納税済通知書の到達時刻によっては翌営業日に処理を行うこととなり、eLTAXへの一括伝送データの送信が、受付日の最大4日後となるケースが存在し得る。このような事情で、取りまとめP8「(3)一括伝送データの送信期限等(考え方)②」に記載されている「納税者が支払いを行った日の2営業日後まで」の送信ができない場合、同じページに記述のある「営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、可能な限り速やかに送信する(地方団体への連絡は原則不要)。」に当てはめて考えてよいか。また、当てはめて考えることで差支えない場合、上記考え方は収納事務取扱要領「(4)一括伝送方式による収納事務③【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】(基本対応)」に記載されている「納入済通知書の移送が遅延したこと等」の「等」に含まれていると理解してよいか。	【事務局】 取りまとめP.8「(3) 一括伝送データの送信期限等(考え方)②」に記述されている「営業店舗の地理的要因等」という表現は、物理的な距離の問題の他、納税済通知書を事務センター等に集約するための移送等の事情など、標準スケジュールに従って送信することが困難なやむを得ない理由等を想定したものです。 ご意見にあるようなケースは、営業店舗の地理的要因等に起因したやむを得ない理由によるものと考えられますが、同じく取りまとめP.8に記述があるように「上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではな」く、「地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、…極力速やかに一括伝送データの送信を行う」ようお願いたします。 なお、収納事務取扱要領における記載は当検討会における検討結果を反映したものとされている理解から、取りまとめにおいて記載されている事項、考え方を含むものとなりますため、ご理解

番号	区分	意見	回答
(4)	QR⊐	ード破損等による読取りエラー時の処理方法	
12	金融機関	・「<上記以外の場合>」も、現行と同様、取次の形で指定金融機関に納付書と資金を送付する方法も認めてほしい(これにより、金融機関は券面情報に基づく一括伝送データ作成・送信のためのシステム改修を回避でき、QRコード読取りやMPN一括伝送への対応にパワーを集中できる)。 ・「<上記以外の場合>」で指定金融機関への取次が認められる場合、第3回検討会で総務省から回答のあった納期限ギリギリで納付した場合の延滞発生の可能性については、地公体が納付書の金融機関出納印で納付日を確認できるため、納税者に特段の不利益は発生しないのではないか。	【事務局】 いわゆる「取次ぎ」を行ったとしても、納税者に不利益が生じる事態が発生する懸念がないような場合は、「取次ぎ」により対応することもあり得るかと考えられます。金融機関と地方団体の個別の協議の中で対応の可否をご検討ください。 (指定金融機関への「取次ぎ」の場合、指定金融機関に資金が到達した時点で収納を受け付けたという法的効果が生じるものと認識しています。したがって、納期限ギリギリに納付書が指定金等以外の金融機関へ持ち込まれ「取次ぎ」を行った場合、資金が指定金融機関へ到着し、収納が完了となった時点では、すでに納期限が過ぎており延滞金が発生する可能性も想定されます。) なお、「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなります。
13	金融機関	外見上、地方税統一QRコードに汚損破損が確認できず、銀行の読取機器の性能等によりQRコードの 読み取りできなかった納付書については「済通知書」に「QR読取不可」のようなゴム判記載をして地 公体に回付しても良いか。 【趣旨】万が一のケースと思われるが、外見上問題ないにも拘わらず読取りできなかったことが分かる ような表示を検討したいため。	【事務局】 納付書にゴム判記載を行うことは差し支えないと考えますが、取りまとめP.9「(4)QRコード 破損等による読取エラー時の処理方法(考え方)」に従って処理いただくこととなります。

番号	区分	意見	回答
(5)	地方和) 説統一QRコード以外のQRコードの印字について	
14	金融機関	地公体と金融機関双方の事務効率化のため、eLTAX収納対象外の料金等についてもQRコードを活用した収納ができないか検討している。地方税統一QRコード以外のQRコードを納入済通知書や原符の「裏面」に印刷することは許容されるか。	【事務局】 取りまとめP.10「(5)地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について(考え方)」のほか 特段の定めはありません。今後、他の機関が定める帳票に係るガイドライン等を参照の上、ご対 応ください。
15	金融	共通納税にも対応しないものには、eLマークを入れないとの考えでよいか。 QR対応する納付書、QR対応しない納付書を一律のフォーマットで印刷する場合、QRコードにも共通納税にも対応しない納付書(納付書にeL番号を表示しないもの)については、一律eLマークを印刷しないとの対応でよいか。	
16	金融機関	「原則 eLマークが記載される」との回答であるが、原則外となる事例(eLマークが記載されないケース)について、ご教示いただきたい。 「番号9」にある回答内容「共通納税システムに対応しない納付書には、eLマークは記載されない」を 踏まえると、やはり地方税統一QRコードの印字がある納付書には必ずeLマークが付くのではないかという理解をしてしまうため、この点明確化いたしたい。	【地方税共同機構】 eLマークは共通納税に対応した納付書を納税者が識別できるような標章として作成し、納付書への記載を原則必須として地方団体に提示していますが、納付書への印刷は各地方団体において対応するため、原則外となる具体的な事例を当機構では把握していません。なお、地方団体において印刷機器等の諸事情からeLマーク印字を断念するような場合には、QRコードの印字があってもeLマークは付いていない納付書が例外的に存在し得ます。

番号区分	意見	回答
金融	・検討会でご説明いただいた通り、eL-QR以外のQRコードを印字しないことや、eL-QRであることが分かるよう「eLマーク」と「eL-QR」(文字)の印字を行うことについては、円滑な収納業務の運営に向けて大変重要な事項であり、地方団体の皆さまにおかれては、運用上で留意すべき事項として確実に実施いただきたい。 ・納入済通知書および原符に地方税統一QRコード以外のQRコードが印字されていることがある。営業店で受付する際に判別することができず、本部に問合せがあるが、本部も確認に時間を要している。	【事務局】 第11回地方税統一QRコード活用における検討会資料の「地方税統一QRコード(eL-QR)の活用
· 機関	・eLマークがあるが、QRコードの印字がない事例がある。eL-QR読取りは想定していない旨等が明らかに分かるよう記載していただきたい。	
	・地方税統一QRコード対応ではない納付書に、eLマークや、「eL番号」・「eL-QR」という文字を印字しないよう、周知・徹底いただきたい。	
	・本税以外に督促料等の複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額も記載するとともに、同合計金額と eL QR 格納金額は一致させるなど、金融機関で取扱いの判断が困難な納付書事例についても、地方団体の皆さまにご承知おきいただきたい。	
18 金融機関	・納付書券面の合計金額は必須とするべき。	
	・本税以外に督促手数料等の複数の金額を納付書に印字する場合は、その合計金額を必ず印字するとともに、同合計金額とeL-QR格納金額は一致させることを基本とする旨、地方団体に周知徹底いただきたい。	
	「納付書発送作業のため、地方団体が③領収証書部分に内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない」と記載されている。この点、地方税統一QRコードであることがわかるよう、「eLマーク」と「eL-QR」の印字を行っていただくこととなっているが、金融機関における円滑な収納事務の確保や納税者の混乱を回避する等の観点から、領収証書の表面に内部管理用のQRコードを付す場合には、当該QRコード付近に「○○市管理用」と記載するなど、地方税統一QRコードと明らかに異なるQRコードであるような表示も併せて表記いただきたい。 ※ 本検討会における検討範囲は、あくまで地方税統一QRコード付き納付書に係る事項であることは承知しているが、特にそれ以外の納付書においては、納税において内部管理用QRコードを読み取ってスマホ等で納付できるとの誤認する可能性が高いことから、上記と同様の観点から、内部管理用のQRコードを付す場合には、その付近に「○○市管理用」と記載することなどについて地方団体に勧奨いただきたい。	【事務局】 領収証書片への内部管理用のQRコードは、その記載有無も含めて各地方団体の判断になりますが、領収証書片にeL-QRが印字されることはないため、金融機関においては、済通片のeL-QR、eLマークによりご判断ください。

番号	区分	意見	回答
(6)	地方和	说統一QRコード付き納付書による金融機関窓口納付時の証券の取扱い	
20	金融機関	・地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納の開始当初においては、小切手を持参して地方税統一QRコード付き納付書による納付を希望する納税者も出てくると思うが、これまで納付できていたものができなくなるため、納税者の理解をスムーズに得られないこともあると考えている。証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明したうえでも、なお、そのまま他店券支払いを納税者が強く希望する場合は、納税者の利便性維持の観点から、地方税統一QRコード付き納付書であって、地方税統一QRコード無しの納付書として持ち出す(一括伝送しない)例外的な取扱いを準備したいと考えるが、この点についてご見解・ご示唆を頂戴したい。 ・証券の取扱いについては、歳入金と公金QRの納付書を1枚の証券で同時に納付される納税者がいると考えます。本件ケースでは窓口での受付けをお断りする必要がある。また、制度上の変更点として、地方団体様、納税者様に理解浸透が図られるよう対応をお願いする。	【事務局】 金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書に係る地方税については、原則として当該QRコードを活用しeLTAX経由で収納されることを想定しており、取りまとめP.12「(6)地方税統一QRコード付き納付書による金機関窓口納付時の証券の取扱い」のとおり「eLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わない」こととしています。他方、証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明いただいたうえでも、証券による取扱いを納税者が希望される場合には、納税者の利便性の観点から、金融機関側の判断により、ご指摘のような取扱いを準備いただくことを妨げるものではありません。なお、日本銀行に対する歳入金の納付は、地方税の納付とは異なるものであり、納付者が証券による支払いを希望するのであれば、それに従ってご対応いただくべきかと考えます。
22	金融機関	地方税統一QRコード付納付書での公金収納においては証券の取扱いを行わないと整理されましたが、納税者様が金融機関窓口で証券による納付ができないことに不満を抱かれ、強い苦情となることが考えられる。 ついては、金融機関窓口において納税者様から説明を求められた際に、制度上取り扱いできない旨を記載したチラシ等の媒体の作成・提供をお願いする。	【事務局】 金融機関ごとに個別のご対応をお願いできればと思いますが、納税者に対し、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(取りまとめP.12)や、「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」において取り決められたものであることなど、全体方針である旨、ご説明いただくことは妨げません。

番号	区分	意見	回答
(7)	地方和	- 悦統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて	
23		車検用納税証明書の基本の取扱いとして、領収日付印に係る「取扱期限」を明記するとの記載があるが、これは延滞金の未納が疑われるものを証明書として使用できないようにするための措置か。そうである場合、軽自動車税においては証明書の「有効期限」内(納期限から1年間)であれば延滞金発生は考え難いため、「取扱期限」を設けると支障が生じると考える。こうした事情に鑑み、「取扱期限」を記載しない取扱いとしてよいか。	【事務局】 取りまとめP.14「(7)地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて②」で記載のとおり、領収日付印に係る「取扱期限」については、当該「取扱期限」後にあっては、金融機関窓口において領収日付印の押印がなされても、車検用納税証明書としての使用はできないとの枠組みをお示ししたものです。 延滞金の発生時期は「取扱期限」の設定にあたっての一つの勘案要素となると考えていますが、具体的な「取扱期限」の設定の有無等は、各都道府県・市区町村の裁量に委ねられています。
24	金融	「地方団体は…(中略)…証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る『取扱期限』を明記する」とされ、「運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体定める取扱期限の範囲内であるかを納税確認の際に参考とする」とされている。 車検用納税証明書はあくまで車検に際して使用するもの(車検を通すか通さないかの判断材料)であることから、「証明書の有効期限」と「領収日付印に係る取扱期限」の差異や2つの期限を設ける理由等についてご教示いただきたい。	【事務局】 証明書の「有効期限」については、従来からの取扱いと同様、概ね次年度の種別割の納期限以後は、車検用納税証明書としての使用はできないとするものであり、これは地方団体が定めた領収日付印に係る「取扱期限」内に収納・押印がなされた場合にあっても同様です。取りまとめP.14「(7)地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて②」で記載とおり、領収日付印に係る「取扱期限」については、延滞金の発生時期等を勘案して、当該「取扱期限」後にあっては、金融機関窓口において領収日付印の押印がなされても、車検用納税証明書としての使用はできないとの枠組みをお示ししたものです。
25	金融機関		【事務局】 ご理解の通りです。地方税統一QRコード付き納付書であれば、金融機関窓口において、納期限の 前後等、納付書が持ち込まれる時期によらず、一律押印することを想定しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会への意見・回答 取りまとめ(取りまとめ項目別に第1~11回から抜粋 ※類似意見・回答は結合)

番号	区分	意見	回答
26	金融機関	・地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて、金融機関は本税(納付書記載額)収納の上、納期限(収納日)を問わず領収日附印を押印するとのことですが、QR収納を行わない場合(MPN収納、収納代理金融機関としての収納(カク公収納を含む)を行った場合)であっても、同様の対応を行うものと理解しているが相違ないか。納税証明書に取扱期限が明示されており、運輸支局等が領収日附印の日付を確認する運用とするのであれば、金融機関側の収納印の押印方法は、収納方法によらず一律の対応とさせていただく。また、金融機関側では後方(事務センター)でQR処理ができないことが判明するケースもあり、受付段階では収納方法によらず一律の対応とせざるを得ないと考える。 ・地方税の納付書に付されたQRコードの破損等により読取りができない場合、金融機関が当該地方税の指定金融機関等であるときには、基本的に、従来の方法及びルートにより、納付情報の伝達等を行うことが想定されている。当該方法等により納付情報の伝達等を行う場合であっても当該納付書は「QRコード付き納付書」であることに変わりはないので、金融機関が収納を受け付けた際には、車検用納税証明書の領収日付印欄に押印を行えばよいとの理解でよいか。	【事務局】
27	金融機関	地方税統一QRコード付き納付書であっても、従来のペイジー(インターネットバンキング、ATM、OCR 行読込による一括伝送方式、窓口オンラインによるオンライン方式等)による方法で収納した場合も同 様の対応をすることで問題ないか。 「金融機関側の収納印の押印方法は、収納方法によらず一律の対応とさせていただく。」点について、 問題ないという理解でよいか。	【事務局】 eL-QRに対応している金融機関が同QR付き納付書による収納を行う場合、最終的にどのチャネルで収納されるものかは窓口受付時では断定できないので、窓口受付時は一律の対応となることを想定しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会への意見・回答 取りまとめ(取りまとめ項目別に第1~11回から抜粋 ※類似意見・回答は結合)

番号	区分	意見	回答
(8)	追加和	始目等のeL-QR付き納付書の読取りテストについて	
28	地方団体	読取りテストに係る費用は金融機関側と地方団体で個別に調整する必要があるか。	【事務局】 テスト用帳票を準備し、金融機関へ送付するまでは地方団体の負担において行い、それ以降は金 融機関側での負担において行うことを想定しています。
29		金融機関によるQRコードの読取りテストについて、テストの条件(準備する納付書の枚数や金額のパターンなど)を統一していただきたいです。	【事務局】 読み取りテストの条件等については、各金融機関の実情によって異なることが想定され、統一的 な条件等をお示しすることは難しいと考えております。
30	金融機関	参考例①・②の2. では、「…地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付…」とされているが、例えば、読取りテストを行う金融機関が指定金融機関以外の場合には、地方団体と調整のうえ、一部の税目のみテストを行うことも可能(必ずしも全ての税目の納付書のテストを行う必要はない)との理解でよいか。	【事務局】 地方団体と金融機関の双方の状況により、対応できる範囲は異なると考えますので、納付書の種 類等含め、テストの詳細については、双方の調整により、適切に行ってください。
31	金融	参考例①・②の2. では、「データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する」とされている。『データ項目』とは、参考例②の3. に記載のとおり『83桁情報』を、『実際のものと同様の値』とは、『納付書に印字された83桁情報と、納付書のQRコードを読み取った際に抽出した83桁情報が同一の値』となることを指すとの理解でよいか。	【事務局】 「データ項目」については83桁情報に限らず、地方税統一QRコードに格納される項目(5桁のCRC等)も含めた意図になります。また、「実際のものと同様の値」とは、ダミー値(全て半角1を仮入力等)ではなく、実際の納付書情報に近い値を設定していただくイメージになります。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会への意見・回答 取りまとめ(取りまとめ項目別に第1~11回から抜粋 ※類似意見・回答は結合)

番号	区分	意見	回答
32	機関	・読取テストを簡素化する方法を検討できないか。 【意見の背景】金融機関によっては、指定金融機関となっている自治体の数も多く、読取テストの負担も大きい。場合によっては、読取テストにて、ベンダーへの支払いが発生する可能性もあるため、金融機関に負担をかけない方法を検討してほしい。 ・QR納付書のテストは必ず指定金で行う必要があり、余裕を持ったスケジュールで依頼いただきたい。最低でも、開始の1か月前には、金融機関への送付をいただきたい。 【意見の背景】読取テストを外部に委託している銀行もあるため、確認に相応の時間が必要(2週間程度)。また、前回の読み取りテストにおいて読取不可となり、原因の特定~再読取りに更に時間を要した事例あり、万一に備え前倒しでの持込を希望。自治体によっては非常にタイトなスケジュールで依頼されることがあり(サンプル納付書を持参した日に結果を求めらる場合など)、余裕をもったスケジュールとするよう周知いただきたい。(備考:不測の事態を鑑みれば、最低でも1か月前までの持込みが必要と思料。)なお、時限までの持込みが遅れる場合は、「日程について事前に指定金融機関と調整する」旨を盛り込んでいただきたい。 ・「追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し読取りテストを実施することを基本とする。」の記載について、統一されたQRコードでありながら税目の違いによって、都度読取りテストを行う必要があるのは、システム改修コスト、テスト参加コストが発生し非効率と考えるため、追加税目についても既存の対応税目と同様の生成条件にしていただきたい。	【事務局】 金融機関との読取りテストについては、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、導入過渡期における安定的な運用のために、実施をしていただきたいと考えています。なお、導入当初のテストより帳票種類や実施時期等を調整するなど、各地方団体・各金融機関との協議において簡素化を検討することを妨げるものではありません。
33		「追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し、読取りテストを実施することを基本とする」とあるが、こうしたケースにおいて、指定金融機関以外の金融機関が読取りテストを希望する場合に、自動的に読取りテストから排除されることがないようご配慮いただきたい。	【事務局】 金融機関側で円滑な収納のために、地方団体に対してテスト希望をすることは妨げていません。

番号	区分	意見	回答	
その他運用に係る留意事項				
34	金機関	・金融機関窓口で取扱いの判断が困難な納付書の存在があった場合の報告/相談窓口をLTAに設置していただきたい(当面の間)。 【意見の背景】LTAから地公体に対して指導していただき、再発防止とするため。 ・制度開始当初に、多数のQRコードの不備が検知された。今後も、不備のあるQRコード、改善をお願いしたい納付書等を検知することがあると考える。その際の報告ルート、地方団体への原因調査、金融機関への取扱方法等の情報連携の手順をお示しいただきたい。 ・地方税統一QRコードの格納情報と納付書の券面情報が異なるような事象が判明した場合は、地方税共同機構から金融機関に対して、直ちに、当該事象の内容や金融機関への影響・対処方法、対象の地方団体名、対象となる納付書の種類などについて周知いただきたい。また、地方団体において同様の事象が繰り返されることがないよう、各地方団体に対しても、随時、注意喚起いただきたい。 ・納付書のQRコードに格納されている情報が間違っている場合の対応は大変悩ましいところ。総務省から働きかけられているとは思うが、納税者・金融機関相互に不利益が生じるため、今後とも地方団体への働きかけらお願いする。	【事務局】 eL-QRを活用した収納が円滑に行われるよう、留意すべき事項など、引き続き周知して参ります。なお、納付書を実際に発行している地方団体に問合せが出来るよう、地方団体窓口一覧を更新していますので、窓口等で対応が必要となる際は、そちらもご活用ください。 【地方税共同機構】 引続き、各構成団体(各上部団体)との面談の場等を活用し情報提供を受け付けると共に、事象に応じて総務省や各金融機関と連携のうえ、地方公共団体への周知を実施して参ります。	
35	金機関	・期限経過後の前納報奨金の納入済通知書を受け付けた金融機関は、「券面金額どおりに収納すること」を定めるべき。その後、納税者から報奨金を徴収(回収)する場合は、別途、納付書を発行するなど、地方団体で対応いただきたい。 【意見の背景】一部の地方団体で前納報奨金を設定しているが、期限経過後に金融機関窓口に持ち込まれるケースが発生している。実際に納付期限経過後の持込があった場合、受付店が自治体に確認のうえ対応しているが、事務負担が大きい。 ・前納報奨金、延滞金、督促手数料等が適用される納付書は、金額欄が2箇所ある点で納税者様、金融機関窓口にとって分かりにくい点は根本的には改善されないと考える。一方で、今回総務省に納付書記載ルールの整理をしていただいたので、当機関窓口には、地方税統一QR対応の納付書については、「納期限の確認は不要」、「常に合計欄の金額を収納する」と周知を徹底する。 ・一部の地方団体から金融機関に対して、「全期前納(一括納付)の納付書は、地方税QRコードが付されていても、約期限経過後は使用しないでほしい」との要望が寄せられている。地方税統一QRコード付きの納付書については、納期限や支払期限の経過後であっても、金融機関は当該QRコードを読み取ることにより収納を行うこととされており(取りまとめP6「(2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方)」)、全期前納(一括納付)の納付書についても同様の考え方に基づき対応すればよいものと理解している。前納報奨金に係る取扱いと併せて、地方税QRコード付きの全期前納(一括納付)の納付書についても、約期限経過後であっても当該QRコードを読み取ったうえで納付することで差し支えないことについて明記のうえ、地方団体に周知いただきたい。	【事務局】 券面上の金額との一致を基本と考えているため、延滞金等の追加の徴収金の考え方に準ずるものと考えます。 〈参考〉取りまとめP.6「(2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方)」 ・「金融機関窓口納付については、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する」 ・「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」	

番号	区分	意見	回答
36	金融機関	収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるとされている。統一QRコードの読取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これら金融機関は事務センターで初めて読取エラーに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みの領収書に印紙を貼付できず、印紙の貼付漏れ(脱税)となる。印紙税納付に不備があれば、当該分の追加納付のみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとって相当な影響が発生する。このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同庁の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。	【事務局】 ご意見を踏まえ国税庁に文書回答制度による確認を行い、その回答が、以下の国税庁ホームページに掲載されています。 令和4年11月10日回答<「地方税統一QRコード付納付書」の領収証書に係る印紙税の取扱い> https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shozei/221110/index.htm
37	金融機関	弊行では全金融機関が令和5年4月からの一斉対応を前提としたeL-QR読取りのシステム対応・構築をしており、eL-QRが付された納付書は全てeL-QRを読み取る仕様です。各地方公共団体は、指定金融機関がQR未対応の収納代理金融機関より受領したeL-QR付き納付書を、指定金融機関が収納したものとして、eL-QRの読取り処理を行うことも許容いただくようお願いいたします。 許容いただけない場合は、QR未対応金融機関のために、指定金融機関に発生するシステム再構築費用の負担をお願いします(負担いただけない場合は取りまとめ対応ができません)。	【事務局】 お尋ねの件の場合、当該地方税の収納は収納代理金融機関において行われていると考えられます。実際の収納を行っていない指定金融機関がeL-QRの読取り処理等を行いeLTAXを通じて形式上の収納を行うことは、制度上、許容されるものではありませんので、ご理解願います。
I 38	金融機関	地方団体が運用上で留意すべき事項に以下の事例を追加いただき、地方団体に対する注意喚起をお願いしたい。 (事例) 市役所(やその支所等の自治体窓口)にて納税者からのeL-QR付き納付書の納付受付を行ったのち、当該納付書を金融機関窓口に持ち込まれた場合、本来は、既に市役所(やその支所等の自治体窓口)にて納付受付をしているため、指定金制度に基づく収納事務を行う必要がある。しかし、当該金融機関窓口では、eL-QRコードが付与された納付書であるため特定金融機関としての収納事務を行ってしまう。(問題点) 本件事例では、当該金融機関窓口でのeL-QRによる収納は、本件制度の趣旨に沿わない事務処理となってしまうが、金融機関窓口では従前の指定金制度に基づく収納事務を行うべきものと見分けがつかない。 (対応) 地方団体に対して、eL-QRコードが付与された納付書の納付受付は行わないようにするか、仮に自身が納付受付を行ったものを金融機関窓口に持ち込んだ際には、従前の指定金制度に基づく処理が必要である旨を窓口で金融機関職員に申し伝えることを徹底するように、注意喚起いただきたい。	【事務局】 地方団体窓口収納後にeLTAXを経由して特定金融機関が収納する運用は想定されていませんので、地方団体窓口収納分を指定金融機関等に持ち込む場合の処理方法については、適切にご対応ください。